

参酌すべき条例に係る意見聴取について



☆目次

- 保育所等に関連する条例（4つ）P.2～9
- 児童クラブに関連する条例（1つ）P.10～13



参酌すべき条例に係る意見聴取について（保育所等に関連するもの：4つの条例）

1 主旨

保育所等に関連する条例のうち下記2の改正を予定している条例については、根拠となる「国の基準」の一部改正に伴い改正を行う予定としており、そのうち「参酌すべき基準」(※)の規定の制定・改正について、佐世保市子ども・子育て会議での意見聴取を求めるものです。

※ 今回改正を行う条例に関する国の基準については、「参酌すべき基準」と「従うべき基準」の両方が規定してあります。

※ 「参酌すべき基準」については、条例の制定・改正に当たっては、国基準を含む法令の「参酌すべき基準」を十分に参照した上で判断することとされています。一方「従うべき基準」については、条例の制定・改正に当たっては、国基準を含む法令の「従うべき基準」の規定に従わなければならないとされています。

2 改正を予定している条例

- (1) 佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 佐世保市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 佐世保市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 佐世保市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定に関する要件を定める条例

3 国基準の改正の概要（「参酌すべき基準」に係る規定）及び関係する条例

(ア) 業務継続計画策定等の努力義務化【新設】 【関係する条例：2（1）第9条の3、（3）第13条】

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する支援が継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、職員への周知、研修や訓練の実施を努力義務とするよう、規定の新設を行うものです。

(イ) 衛生管理等に係る必要な措置の具現化【改正】 【関係する条例：2（1）第10条、（2）第14条】

施設に対して、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための講ずるべき措置として「研修・訓練」の実施を努力義務とするよう、規定の改正を行うものです。

(ウ) 児童虐待の禁止【新設】 (※) 【関係する条例：2（4）第5条第8項】

認定こども園の職員が、当該園の子どもに対する虐待行為（身体的・精神的・性的虐待、ネグレクト）を禁止する規定を新設するものです。

(エ) 自動車を運行する場合の子どもの所在確認 (※) 【新設】 【関係する条例：2(4)第8条第6項及び第7項】

施設に対して、バス等による送迎に当たっての安全管理の徹底に係る下記の規定を新設するものです。

- ① 園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- ② 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて、降車時の園児の所在確認をすること。

(オ) みなし保育士に係る職種要件の新設 (※) 【新設】 【関係する条例：2(4)附則第7項及び第8項】

乳児を入所させる施設に限り、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができるように、新たに規定の新設を行うものです。

※ 他の施設類型では、法令の改正やその他国基準において「従うべき基準」として、関係条例の改正によって規定することとしています。

4 本市の基準(条例)改正の考え

今回の改正内容について異なる内容とする特殊事情・要因は見当たらないことから、国の基準と同様の内容を定めることとしたいと考えております。

※ 国基準改正内容の詳細については、別紙のとおりです。

5 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

【参考】施設の種類

○児童福祉施設

この条例では、保育所、助産施設及び母子生活支援施設のことをさします。

保育所では、乳児(1歳未満)及び幼児(1歳から小学校就学前)の保育を行います。

○家庭的保育事業等

地域型保育事業等には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事保育事業があります。

保育対象となる乳幼児数は、家庭的保育事業では5人以下、小規模保育事業では1～19人、居宅訪問型保育事業では1人からとなっています。

○認定こども園

幼稚園及び保育所の機能を併有する施設です。

○各条例の改正案

- (1) 佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 佐世保市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 佐世保市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 佐世保市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定に関する要件を定める条例

※ 市条例改正案はすべて国基準のとおりとする。

条例	項目	国基準改正内容
(1) 児童福祉施設	業務継続計画の策定等	<p>【新設】</p> <p>第9条の3 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>
	衛生管理等	<p>【改正】</p> <p>(改正前)</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>(改正後)</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u></p>

条例	項目	国基準改正内容
		<u>実施するよう努めなければならない。</u>
(2) 家庭的 保育	衛生管理等	<p>【改正】 (改正前) 第14条(略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(改正後) 第14条(略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u></p>

条例	項目	国基準改正内容							
(3) 幼保連 携型	業務継続計 画	(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用) 第13条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条、第9条の2、第11条(第四項ただし書を除く。)、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条第8号、第32条の2(後段を除く。)並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9条の3 【新設】</td> <td>利用者に対する支援の提 供</td> <td>園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)			第9条の3 【新設】
読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句							
(略)									
第9条の3 【新設】	利用者に対する支援の提 供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)							
(4) 幼稚園 型・保 育所型	虐待の禁止	(日々の教育及び保育の指導における留意) 第5 1～7 (略) 【新設】 8 <u>認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> 9 (略)							

条例	項目	国基準改正内容
(4) 幼稚園 型・保 育所型	送迎バス運 行時の児童 の所在確認	<p>(管理運営等)</p> <p>第8 1～5 (略)</p> <p>【新設】</p> <p><u>6 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u></p> <p>【新設】</p> <p><u>7 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて6に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p>

<p>(4) 幼稚園 型・保 育所型</p>	<p>みなし保育 士</p>	<p>附 則 1～3 (略)</p> <p>【改正】 (改正前)</p> <p>4 第3の1及び4(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び<u>附則第7項</u>において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び<u>附則第7項</u>において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>(改正後)</p> <p>4 第3の1及び4(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び<u>附則第8項</u>において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び<u>附則第8項</u>において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>7 第3の1により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>8 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第2の1により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超</u></p>
------------------------------------	--------------------	--

条例	項目	国基準改正内容		
		えてはならない		
		(略)		
		附則第6項	(略)	(略)
		【新設】 附則第7項	第3の1により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等



参酌すべき条例に係る意見聴取について（児童クラブに関連するもの：1つの条例）

1 主旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の改正を行う予定としており、「参酌すべき基準」の規定の制定・改正について佐世保市子ども・子育て会議での意見聴取を求めるものです。

※「参酌すべき基準」については、条例の制定・改正に当たっては、国基準を含む法令の「参酌すべき基準」を十分に参照した上で判断することとされています。
児童クラブにおいては、国基準のすべての規定が「参酌すべき基準」に当たります。

2 改正を予定している条例

佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 国基準の改正の概要及び関係する条例

(ア) 安全計画の策定等【新設】

【関係する条例：第6条の2】

利用者の安全の確保を図るため、安全に関する事項についての計画策定、職員・保護者への周知、研修や訓練の実施を義務づけるものです。

(イ) 自動車を運行する場合の子どもの所在の確認【新設】

【関係する条例：第6条の3】

利用者の送迎や野外活動等のために自動車を運行する場合、利用者の乗降車の際に、点呼等の方法により利用者の所在確認を義務づけるものです。

(ウ) 業務継続計画の策定等【新設】

【関係する条例：第12条の2】

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する支援が継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、職員への周知、研修や訓練の実施を求めるものです。

(エ) 衛生管理等【改正】

【関係する条例：第13条】

感染症や食中毒の予防やまん延防止のための必要な措置について、文言を追加することで、具体的な内容に改正されたものです。

4 本市の基準（条例）改正の考え

今回の国基準の改正を受け、自動車を運行する場合の所在の確認、安全に関する事項についての計画策定、職員・保護者への周知、研修や訓練の実施を義務化することで、利用者の更なる安全確保につながるため、国基準どおり市条例の改正を行うこととしたいと考えております。また、感染症や災害が発生した場合に、利用者に対する支援が継続されることは望ましいことから、業務継続に向けた計画等の策定、職員への周知、研修や訓練の実施等についても努力義務として、国基準どおり市条例の改正を行うこととしたいと考えております。

5 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

（ア）安全計画の策定等の規定の適用については、施行の日から令和6年3月31日までの間、規定中に「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」と国の基準と同じ経過措置を設けます。

佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

項目	改正内容
(ア) 安全計画の策定等	<p>【新設】</p> <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>
(イ) 自動車を行う場合の所在の確認	<p>【新設】</p> <p>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p>
(ウ) 業務継続計画の策定等	<p>【新設】</p> <p>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>

項目	改正内容
(エ) 衛生管理等	<p>【改正】 (改正前) 第13条 (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(改正後) 第13条 (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p>
附 則	<p>附 則 (経過措置) 1～3 (略) 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第6条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</p> <p>附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>